

最大 120 万円



# 男鹿市移住者 住宅取得等 支援事業補助金



市外から転入する世帯に住宅の取得や修繕費用、住宅の賃貸借に要する費用の一部を補助します。

## 補助対象者

- 転入前に1年以上男鹿市外に住んでいた
- 転入して1年以内である
- 男鹿市に定住する意思がある
- 転入した地域の町内会に加入している  
(または、する予定だ)
- 市税の滞納がない
- 世帯主である  
(親世帯と同居している場合を除く)

## 補助住宅

- 転入前1年または、転入後1年以内に  
取得(購入・修繕・賃貸借契約)した
- 転入してから住んでいる
- 申請者の名義で所有権登録をした  
(賃貸借契約をした)

### 【該当しない例】

- ・男鹿市に転入する3年前に購入した家
- ・店舗として利用する家

すべてに該当する方が対象となりますので、ご相談ください！

## 補助までの流れ



男鹿市に転入



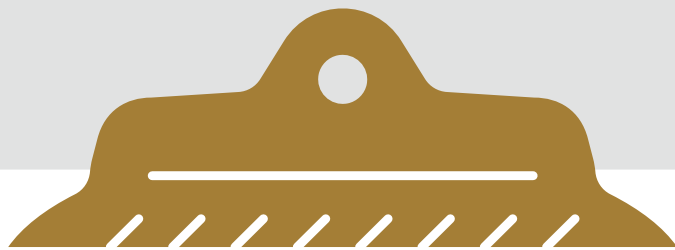
補助金申請書を提出



審査を待つ



交付決定



## 補助の種類・補助率

子育て世帯のみ

|                     | 住宅取得補助         | 住宅改修補助<br>※改修業者は市内業者限定 | 住宅賃貸借契約補助                                     |
|---------------------|----------------|------------------------|---|
| 取得等費用               | 100万円以上        | 30万円以上                 | 月額家賃3万円以上                                     |
| 補助率                 | 1 / 2          | 1 / 2                  | 敷金・礼金・保証料・仲介手数料・<br>2か月分未満の前家賃等初期費用<br>の1 / 2 |
| 補助限度額<br>(加算額を含まない) | 50万円           | 50万円                   | 20万円  |
| 子育て加算               | 子1人につき<br>15万円 | 子1人につき<br>15万円         |   |
| 親元近居同居加算            | 15万円           | 15万円                   |   |
| 空き家バンク<br>物件加算      | 20万円           | 20万円                   |   |
| 市内業者加算<br>(新築の場合)   | 20万円           |                        |   |



## 注意点

男鹿市の他の補助金と併用できない場合があります。

補助金の交付を受けた後でも、補助対象に該当しなくなった場合や交付決定日から5年未満で借与、売却、譲渡、転出をした場合は、補助金の全部または一部を、返還しなければならない場合があります。

## お問い合わせ

秋田県男鹿市 総務企画部 企画政策課 広報・地域づくり推進班

電話番号：0185-24-9122 FAX：0185-23-2922 メール：kikaku@city.oga.akita.jp